

住基ネット関連訴訟に関する判決

資料8

＜平成17年＞	5月30日(月)	金沢地裁判決(一部敗訴) ①
	5月31日(火)	名古屋地裁10部判決(全面勝訴) ②
	10月14日(金)	福岡地裁判決(全面勝訴)
＜平成18年＞	2月9日(木)	大阪地裁判決(全面勝訴)
	3月20日(月)	千葉地裁判決(全面勝訴) ③
	3月24日(金)	杉並事件判決(全面勝訴) ※
	4月7日(金)	東京地裁25部判決(全面勝訴)
	4月11日(火)	和歌山地裁判決(全面勝訴)
	7月26日(水)	東京地裁50部判決(全面勝訴)
	9月29日(金)	名古屋地裁6部判決(全面勝訴)
	10月26日(木)	横浜地裁判決(全面勝訴)
	11月9日(木)	宇都宮地裁判決(全面勝訴)
	【11月30日(木)	大阪高裁判決＜被告豊中市ほか＞(一部敗訴) ※※】
	12月11日(月)	名古屋高裁金沢支部判決(全面勝訴) ①の控訴審
＜平成19年＞	2月1日(木)	名古屋高裁判決(全面勝訴) ②の控訴審
	2月16日(金)	さいたま地裁判決(全面勝訴)
	5月15日(火)	福島地裁判決(全面勝訴)

＜今後の予定＞ 7月25日(水) 東京高裁判決 ③の控訴審

これらの事件は、国も被告となっており、住基ネットの運用差止め可否、損害賠償請求が争点。
ただし、※の杉並事件は、住基ネットへの参加を望む住民に限り本人確認情報を通知する、いわゆる「選択制」の可否が争点。
なお、【※※】の事件は、豊中市、箕面市、吹田市、守口市、八尾市のみが被告であり、損害賠償請求、住民票コードの削除等が争点。

○ 地裁判決があったものについては、すべて、控訴されている。

○ この他、札幌、熊本の2地裁に同様の訴訟が係属しており、概ね今年中に結審し、判決が言い渡されることが見込まれる。

【国が被告となっている訴訟】

○ 国に対する損害賠償請求と、都道府県、市町村、地方自治情報センターに対して住民票コードの削除等を求める訴訟。全国で35件が係属中。

- ・ 東京地裁係属事件 11件
(内1件は平成18年4月7日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ (内10件は平成18年7月26日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 大阪地裁係属事件 5件
(平成18年2月9日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 札幌地裁係属事件 1件
- ・ 福島地裁係属事件 2件
(平成19年5月15日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 宇都宮地裁係属事件 2件
(平成18年11月9日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 千葉地裁係属事件 1件
(平成18年3月20日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ さいたま地裁係属事件 2件
(平成19年2月16日判決→勝訴→高裁継続中)
- ・ 横浜地裁係属事件 2件
(平成18年10月26日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 名古屋地裁係属事件 3件
(内2件は平成17年5月31日判決→勝訴→平成19年2月1日判決(二審勝訴)→上告中)
- ・ (内1件は平成18年9月29日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 金沢地裁係属事件 2件
(平成17年5月30日判決(二部敗訴)→県等控訴→平成18年12月11日判決(三審勝訴)→上告中)
- ・ 和歌山地裁係属事件 1件
(平成18年4月11日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 福岡地裁係属事件 2件
(平成17年10月14日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 熊本地裁係属事件 1件

○ 国に対する損害賠償請求と、都に対する非通知希望者以外の区民の本人確認情報を受領する義務の確認を求める訴訟(杉並区が原告)。
(平成18年3月24日判決→勝訴→高裁係属中)

【国が被告となっていない訴訟】

1 このうち、国の利害に関係のある訴訟として、法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の規定に基づき法務大臣が訴訟実施をしているもの

- 損害賠償と住民票コードの削除等を求める訴訟
 - ・ 東京地裁係属事件 2件:全て被告(西東京市)
 - ・ 大阪地裁係属事件 2件
(内1件:被告(豊中市)→一審勝訴(確定))
 - ・ (内1件:被告(豊中市ほか4市)→一審勝訴→二審一部敗訴→上告中(吹田市、守口市)／敗訴確定(箕面市))
- 住民訴訟
 - ・ 名古屋地裁係属事件 1件
→被告(名古屋)→一審、二審勝訴(確定)
- 住民票コードの記載・通知に関する訴訟
 - ・ 東京地裁係属事件 3件
:全て被告(西東京市)→一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
 - ・ 横浜地裁係属事件 1件
:被告(神奈川県、鎌倉市)→一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
 - ・ 神戸地裁係属事件 3件
:全て被告(兵庫県、神戸市等)勝訴→高裁係属中
 - ・ 福岡地裁係属事件 1件
:被告(福岡市中央区)勝訴確定
 - ・ 大分地裁係属事件 3件:(内2件→被告(大分市))
:(内1件→被告(別府市))→二審勝訴

○ 損害賠償を求める訴訟

- ・ 福岡地裁係属事件 1件:被告(福岡市)→一審勝訴(確定)

2 1 以外の訴訟

- 市から県への本人確認情報の通知の取消を求める訴訟
 - ・ 水戸地裁係属事件 1件
:被告(つくば市)→一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
- 個人情報保護条例上の決定(本人確認情報の提供の中止を求める請求を退ける決定)の取消を求める訴訟
 - ・ 岡山地裁係属事件 1件:被告(岡山県)勝訴確定
- 住民票コードの記載・通知に関する訴訟
 - ・ 富山地裁係属事件 1件
:被告(富山市)→一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
- 住民訴訟
 - ・ 熊本地裁係属事件 1件:被告(熊本県)勝訴確定
 - ・ 東京地裁係属事件 2件:被告(杉並区)いずれも勝訴確定

大阪高裁判決（H18.11.30）と名古屋高裁金沢支部判決（H18.12.11）の比較

大阪高等裁判所判決	名古屋高等裁判所金沢支部判決
<p>1. 憲法13条の考え方</p> <p>○ 自己情報コントロール権は、憲法上保障されているプライバシーの権利の重要な一内容となっている。</p> <p>○ 本人確認情報の収集、保有、利用等は、漏えいや目的外利用などによる、住民のプライバシーないし私生活上の平穩が侵害される具体的危険がある場合には、正当な行政目的の実現手段として合理性がないものとして、自己情報コントロール権を侵害することになる。</p>	<p>1. 憲法13条の考え方</p> <p>○ 本人確認情報は、憲法13条による保障を受けるが、国家機関等の公権力が、正当な理由に基づき、相当な方法によって、本人確認情報を収集、管理、利用することは、「公共の福祉」による制限として許され、憲法13条に違反しない。</p>
<p>2. 住基ネットの行政目的の正当性等</p> <p>○ 住基ネットの行政目的の正当性及び必要性は、これを是認することができる。</p>	<p>2. 住基ネットの行政目的の正当性等</p> <p>○ 住基ネットは、住民サービスの向上と行政事務の効率化を目的とするものであり、控訴人らが住基法に従って住基ネットにおいて本人確認情報を取り扱うことについては、正当な理由があり、その方法も相当である。</p>
<p>3. 情報漏えい等の危険性</p> <p>○ 住基ネットのセキュリティが不備で、本人確認情報に不当にアクセスされたりして、同情報が漏えいする具体的危険があるとまで認めることはできない。</p>	<p>3. 情報漏えい等の危険性</p> <p>○ 住基ネットに関する法制度とこれに関連する運用の実情に照らしても、個人情報保護のための対策が制度面、技術面及び運用面にわたって種々講じられており、プライバシー権の侵害又はその具体的危険があるとはいえない。</p>
<p>4. データマッチングや名寄せの危険性</p> <p>○ 個人情報保護対策の点で無視できない欠陥（※別紙参照）があるといわざるを得ず、行政機関において、住民個人の個人情報住民票コードを付されて集積され、それがデータマッチングや名寄せされ、住民個々人の多くのプライバシー情報が、本人の予期しない時に予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される危険が相当あり、その危険は、抽象的な域を超えて具体的な域に達している。</p>	<p>4. データマッチングや名寄せの危険性</p> <p>○ 被控訴人ら主張の本人確認情報を使用したデータマッチングは、住基ネットに係る都道府県知事、国の機関等あるいはその職員が法律の定めを遵守する限りは実現しないのであり、これらの者が法律の定めを違反することを当然の前提としてデータマッチングの具体的危険があるとすることは、当を得たものということとはできない。</p>

<p>5. 一部の住民の離脱について</p> <p>○ 個人の人格的自律の尊重の要請は、個人にとっ てだけでなく、社会全体にとっても重要なもの といえるのであり、控訴人らが住基ネットから離脱 することにより生ずる障害等を回避する利益が、 控訴人らの自己情報コントロール権により保護 される人格的利益に優先するものとは考え難い。</p>	<p>5. 一部の住民の離脱について</p> <p>○ 住基法は、住基ネットのシステム上ですべての 本人確認情報が網羅的に提供、利用されることを 当然の前提としており、住民の一部でもこれに参 加しないことを許容すれば、住基ネットのシステ ムの本来予定する機能を果たし得ないばかりか、 従来のシステムや事務処理を併存的に存置せざ るを得ないことになるなど、被控訴人らが住基ネ ットから離脱することにより重大な支障が生ず るといふべき。</p>
<p>6. 憲法判断</p> <p>○ 明示的に住基ネットの運用を拒否している控 訴人らについて住基ネットを運用すること（改正 法を適用すること）は、控訴人らに保障されてい るプライバシー権（自己情報コントロール権）を 侵害するものであり、憲法13条に違反する。</p>	<p>6. 憲法判断</p> <p>○ 住基ネットの規定が、その内容自体において憲 法13条に違反するものということとはできないの みならず、住基ネットに使用されるシステムの安 全に関する規定や住基ネットの管理運営に関して プライバシーを保護する規定を欠くなどのため に、使用されているシステムについて安全上無視 し得ない欠陥があって、容易に外部からの侵入を 許すものであったり、住基ネットの管理及び運営 が著しく杜撰になされ、住基ネットの管理運営に 従事する者が不正に本人確認情報にアクセスする などして、本人確認情報が簡単に漏えいし、ある いは流出する具体的な危険があるという場合にも 当たらないため、控訴人が住基ネットにおいて本 人確認情報を取り扱うことが憲法13条に違反す るものということもできない。</p>

大阪高裁判決の指摘する欠陥の問題点

大阪高裁判決の指摘する欠陥	問題点
<p><u>1. 行政機関による目的外利用</u></p> <p>○ 行政機関個人情報保護法第3条第3項の利用目的の変更には、同法第8条第3項のような他の法令の特例を認める規定はないため、利用目的の変更を行っても住基法第30条の34違反にならず、行政機関の裁量により目的変更による利用、提供が可能となる。</p>	<p>○ <u>行政機関個人情報保護法と住基法は一般法と特別法の関係に立つ</u>。したがって、本人確認情報については、<u>住基法の本人確認情報の保護規定が当然に優先して適用される</u>。</p> <p>○ 行政機関個人情報保護法3条3項について、同法8条3項のような調整規定が置かれていないことを理由にして、特別法の関係にあり、しかもより厳格な個人情報保護措置を講じる住基法の本人確認情報の保護規定の適用が排除されると解することは、明らかな誤り。</p>
<p><u>2. 利用事務の無制限な拡大</u></p> <p>○ 住民票コードの不必要な収集の禁止規定は、法律や条例によって、利用できる事務の範囲を将来的に無制限に拡大できる以上、実質を伴わない。</p>	<p>○ 利用できる事務の範囲を行政のみの判断で拡大することができないよう、<u>住基ネットから本人確認情報の提供を受けることができる事務を法又は条例の定めがある場合に限定しているもの</u>。判決の指摘は、住基法の立法趣旨を正しく理解しないもの。</p> <p>○ なお、法及び条例の制定・改廃は、<u>国会や議会の審議を経て決定されるものであり、無制限に拡大できるものではない</u>。国会や議会被軽視した議論。</p> <p>○ また、裁判所は、現行法に基づいて裁判を行うべき。将来の法改正の可能性を根拠とした議論はおかしい。</p>
<p><u>3. 第三者機関の不在</u></p> <p>○ 住基ネットの運用について、データマッチングや名寄せを含む目的外利用を中立的立場から監視する第三者機関は置かれていない。</p>	<p>○ 行政機関が保有する個人情報ファイルは、総務省に通知する（行政機関個人情報保護法10条1項）、行政機関は個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない（同法11条）など、<u>透明性は確保されている</u>。</p> <p>○ <u>都道府県に置かれる審議会</u>（住基法30条の9第1項）、<u>指定情報処理機関に置かれる本人確認情報保護委員会</u>（同法30条の15第1項）は、住民の</p>

	<p>本人確認情報を保護する役割を果たしている。</p> <p>○ セキュリティ基準は、都道府県は、国の機関等における本人確認情報の管理状況について報告を求め、適切に管理するよう要請することができ、市町村長も、都道府県知事を経由して同様の報告等を要請することができるかと定めている。</p>
<p>4. 自衛官募集に関する適齢者情報の提供</p> <p>○ 自衛官募集に関する適齢者情報の提供は、住基ネットの本人確認情報を利用して当該本人に対する個人情報が際限なく集積・結合されて、それが利用されていく具体的な危険性を窺わせる。</p>	<p>○ 自衛官募集に関する情報の収集は、<u>自衛隊法 117 条及び同法施行令 120 条に基づいて行われるものであり、住基ネットから情報を提供することはない。</u></p> <p>○ 住基ネットでは、本人確認情報保護措置として極めて厳格な措置が講じられている上、各団体においては、職員のプライバシーに対する意識を高めるために研修等も実施されており、過去の自衛官募集に関する事案を持ち出して、住基ネットの本人確認情報が国の機関等によって集積、結合され、利用される危険性が具体的に存在することの根拠とすることはできない。</p>
<p>5. 住基カードを利用した名寄せ</p> <p>○ 住民が住基カードを使ってそれらのサービスを受けた場合には、その記録が行政機関のコンピュータに残り、それらの記録を住民票コードで名寄せすることも可能である。住基カードに関する技術的基準では、条例利用アプリケーションに住民票コードを使用しないことを定めているが、総務省は、告示の改正によっていつでもこれを改めることができる。</p>	<p>○ 住基カードは、その内部構造及びそのセキュリティ対策上<u>住基カード内に記録された情報が行政機関のコンピュータに残るようなシステムとはなっていない。</u></p> <p>○ 市町村の独自利用によるサービスを提供する機関は、住基カードに格納された住民票コードにアクセスする認証権限を付与されていない。<u>サービス提供機関は、住民票コードが存在しないエリアを利用してサービスを提供するのであり、その記録には、住民の住民票コードが残るといふことはあり得ない。</u>それらのデータをもって名寄せされる危険性も存在しない。</p> <p>○ 住基カードの独自利用領域において住民票コードの利用を可能とすることは、住基法の趣旨に明らかに反するもの。<u>法律の趣旨に適合する告示が法律に反するものに改正されることはおよそ考え難い。</u></p>